

## 法人本部区分 資金収支計算書

(自) 令和 5年 4月 1日 (至) 令和 6年 3月31日

社会福祉法人 育美会

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
事業活動による収入	受取利息配当金収入	[ 1,000]	[ 2]	[ 998]
	その他の収入	[ 1,000]	[ 120]	[ 880]
	雑収入	( 1,000)	( 120)	( 880)
	その他の収入	1,000	120	880
事業活動収入計(1)		2,000	122	1,878
事業活動による支出	人件費支出	[ 330,000]	[ 312,000]	[ 18,000]
	役員報酬支出	330,000	312,000	18,000
	事務費支出	[ 3,000]	[ 2,500]	[ 500]
	手数料支出	3,000	2,500	500
事業活動支出計(2)		333,000	314,500	18,500
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		△ 331,000	△ 314,378	△ 16,622
施設整備等による収入				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0
施設整備等による支出				
	施設整備等支出計(5)	0	0	0
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0
その他の活動による収入				
	その他の活動収入計(7)	0	0	0
その他の活動による支出				
	その他の活動支出計(8)	0	0	0
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	0	0
予備費支出(10)		0	—	0
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△ 331,000	△ 314,378	△ 16,622
前期末支払資金残高(12)		671,759	671,759	0
当期末支払資金残高(11)+(12)		340,759	357,381	△ 16,622

## 法人本部区分 事業活動計算書

(自) 令和 5年 4月 1日 (至) 令和 6年 3月31日

社会福祉法人 育美会

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	サービス活動収益計(1)	0	0	0
	費用			
	人件報酬 役員報酬 事務手数料	[ 312,000] 312,000 [ 2,500] 2,500	[ 299,520] 299,520 [ 2,500] 2,500	[ 12,480] 12,480 [ 0] 0
	サービス活動費用計(2)	314,500	302,020	12,480
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		△ 314,500	△ 302,020	△ 12,480
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益 その他のサービス活動外収益 雑収益 その他の収益	[ 2] [ 120] ( 120) 120	[ 4] [ 120] ( 120) 120	[△ 2] [ 0] ( 0) 0
	サービス活動外収益計(4)	122	124	△ 2
	費用			
	サービス活動外費用計(5)	0	0	0
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		122	124	△ 2
経常増減差額(7)=(3)+(6)		△ 314,378	△ 301,896	△ 12,482
特別増減の部	収益			
	特別収益計(8)	0	0	0
	費用			
特別費用計(9)	0	0	0	
特別増減差額(10)=(8)-(9)		0	0	0
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		△ 314,378	△ 301,896	△ 12,482
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	671,759	973,655	△ 301,896
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	357,381	671,759	△ 314,378
	基本金取崩額(14)	[ 0]	[ 0]	[ 0]
	その他の積立金取崩額(15)	[ 0]	[ 0]	[ 0]
	その他の積立金積立額(16)	[ 0]	[ 0]	[ 0]
次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		357,381	671,759	△ 314,378



## 計算書類に対する注記（本部拠点）

### 1. 重要な会計方針

#### （1）有価証券の評価基準及び評価方法

- ア 満期保有目的の債券等—該当なし
- イ 上記以外の有価証券で時価のあるもの—該当なし

#### （2）固定資産の減価償却の方法

- ア 建物並びに器具及び備品—該当なし
- イ リース資産
  - （ア）所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース—該当なし
  - （イ）所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース—該当なし

#### （3）引当金の計上基準

- ア 退職給付引当金—該当なし
- イ 賞与引当金 —該当なし

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

該当なし

### 4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表等は以下のとおりとなっている

- （1）本部拠点財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- （2）拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）は省略している。
- （3）拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）

ア 本部

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の

取崩し

- （1）基本金—該当なし
- （2）国庫補助金等特別積立金—該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の  
状態を明らかにするために必要な事項

該当なし